

社会福祉法人神愛会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神愛会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、食費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって要する費用については、別に定める役員等費用弁償規程により支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は2018年6月16日から施行する。

定款第 8 条 2 項・第 22 条 2 項関係

社会福祉法人神愛会
役員等費用弁償規程

法人が行う理事会等に出席する理事と監事、及び評議員会等に出席する評議員に対する費用弁償を次の通り規定する。

開催地	役員等居住地区	交通費	日当(食事含)	弁償金額計
上富田町	関東地区	往復 50,000 円	15,000 円(2 日)	65,000 円
	京阪神地区	往復 20,000 円	10,000 円(1 日)	30,000 円
	田辺・西牟婁地区	往復 5,000 円	5,000 円(1 日)	10,000 円
大阪駅周辺	関東地区	往復 40,000 円	15,000 円(2 日)	55,000 円
	京阪神地区	往復 10,000 円	5,000 円(1 日)	15,000 円
	田辺・西牟婁地区	往復 15,000 円	10,000 円(1 日)	25,000 円

その他の条件

1. 法人が行う関係行事や研修視察等に出席参加する場合も本規程を用いる。
2. 開催地における会食費は別途法人本部会計会議費勘定より支出する。
3. 上表の弁償金額は本部会計より本部会計旅費勘定より支出する。
4. 役員が宿泊を必要とする場合は実費相当額を本部会計旅費勘定より支出する。
5. 上記以外の開催地の場合は本表を参考に別に決定する。
6. 日程や内容の違いによっては本表を参考に別に決定する。
7. 本規程を変更する場合は理事会に報告のうえ行う。

本規程は 2018 年 6 月 16 日より施行する。